

第85号

平成5年4月20日 発行

議会だより

発行
東成瀬村議会
編集
議会広報編集委員会
印刷
増田印刷所

〒019-08 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1 ☎(0182)-47-2111



新学年になって元気に登校

(岩井川小学校)

もくじ

平成5年度予算と主な事業	3頁
各種委員・消防団の報酬の改正	4頁
長寿祝金の支給範囲の拡大	4頁
第3セクターへの債務補償問題の協議	4頁
村長・教育長の行政方針	5頁
一般質問(後藤 作議員)	6～7頁

もくじ

アンケート調査報告(II)	7頁
議案審議(新年度予算)	8～9頁
議案審議(補正予算)	9頁
新年度予算に対する反対賛成の討論	9頁
請願陳情等の審議結果	10頁
私もひとこと(田子内・佐々木正治さん)	10頁

3月定例会

こんなことが 決まりました

平成五年度予算を可決

消防団・非常勤特別職員報酬を引き上げ

平成五年三月定例会は、去る三月八日から十六日までの会期で開かれた。この定例会には、予算案のほか条例の改正案などが提案され、議員からは国などに対する四件の意見書の提出を求める動議も提出された。

役場の課を増設

(民生課を住民課と健康課に分けるなど)

今年四月一日から役場の課がこれまでの五課から「八課」に増えることになった。

これは、課の設置条例を改正したもので、民生課を「健康課」

と「住民課」に分け、「商工観光課」を新設、そして企画室は、「企画課」と改めた。なお、新設された健康課は、保健センターに置かれている。

六月から役場は完全週休制に

役場は、今年の六月から毎週土曜日が「閉庁」となる。

これは職員の勤務時間に関する条例を改正したもので、これまで毎月第二・第四土曜日が閉庁となっていたものを「六月か

らは毎週土曜日を閉庁とする」としたものです。

ただし、診療所は毎月第二・第四土曜日が休診となり、保育所などはこれまでと変わりません。



訓練を重ね非常時に備える消防団

平成5年度 予算総額 39億2千4百58万円

各会計ごとの予算額

○一般会計

28億4千2百万円

○国保（事業勘定）特別会計

2億1千6百38万円

○国保（施設勘定）特別会計

1億3千8百79万円

○簡易水道特別会計

2億5千2百万円

○老人保健特別会計

2億4千3百万円

○老人福祉施設運営特別会計

2億2千2百46万円

○十文字学生寮特別会計

9百22万円

今年度の主な事業

ジュネス栗駒スキー場
整備関連事業

- ・ベアリフト架設
- ・休憩所、駐車場などの整備

1億8千20万円

ジュネス栗駒スカイ&
スノーランド事業

- ・道路の開設、ブナの移植など

1億1千970万円

カントリーパーク整備事業

- ・大森山麓・カントリーパーク
予定地への幹線園路新設と
多目的広場の造成

1億4千670万円

農村基盤総合整備事業

- ・岩井川地区の、農道、流雪溝、
農村公園などを整備する

1億2千860万円

林道の開設、改良維持事業

- ・岩の目線の林道開設
- ・肴沢線の林道改築
- ・間木谷地線の林道改良
- ・安全施設等の設置

5千350万円

村道の維持・改良事業

- ・村道のコンクリート路面工事
や安全施設整備など
- ・村道の改良舗装や側溝改良

1億1千300万円

森林総合整備事業

- ・公有林整備として直営林の
新植・保育
- ・環境林整備として大柳周辺の
作業道整備

2千840万円

地籍調査事業

- ・平成5年度は、大字椿川地区
の掃部畑から沼の上地内の
山林が対象

3千940万円

国際交流事業

- ・デンバー市への研修派遣を
7名予定

460万円

イベント等観光事業

- ・赤滝まつり特設ステージ設置
とテント購入など

390万円

小学校校舎等の改修工事

- ・岩井川小学校校舎の内部模様
替え、暖房改善
- ・大柳小学校体育館の窓などの
改修

4千200万円

野球場駐車場整備

- ・野球場の駐車場舗装と
トイレの設置工事など

900万円

消防団報酬が 増額される

消防団の団員などの報酬が次のように増額改正された。

	旧	新
団 長	24,000円	27,000円
副 団 長	18,000円	21,000円
分 団 長	13,000円	15,000円
副分団長	12,000円	14,000円
部 長	11,000円	13,000円
班 長	10,000円	12,000円
団 員	6,000円	8,000円

※いずれも年報酬とし、平成5年4月1日から適用される。

長寿祝金の 支給範囲を拡大

昭和60年に制定された長寿祝金条例が3段階から7段階の支給範囲に拡大された。

	旧	新
満 77才	3万円	3万円
満 88才	5万円	5万円
満 90才	—	10万円
満 95才	—	20万円
満 99才	—	20万円
満100才	50万円	100万円
満101才以上	—	10万円

※いずれも平成5年4月1日から適用される。

職 名 等	支給方法	旧	新
農 業 委 員 会	会 長 (月額)	19,000円	21,000円
	委 員 (〃)	17,000円	19,000円
教 育 委 員 会	委員長 (月額)	19,000円	21,000円
	委 員 (〃)	17,000円	19,000円
選挙管理委員会	委員長 (月額)	14,000円	16,000円
	委 員 (〃)	11,000円	13,000円
投票及び開票管理者 (一選挙について)		6,000円	8,300円
選 挙 長 (〃)		6,000円	8,300円
投票立会人 (〃)		5,500円	6,800円
開票及び選挙立会人 (〃)		5,000円	6,800円
監 査 委 員	議会選出者 (月額)	12,000円	14,000円
	知識経験者 (〃)	15,000円	17,000円
公民館運営審議委員	本 館 (年額)	5,000円	6,000円
	分 館 (〃)	4,000円	5,000円
体 育 指 導 委 員 (年額)		20,000円	22,000円
交 通 指 導 員 (月額)		11,000円	12,000円
行 政 協 力 員 (年額)		85,000円	90,000円
公 民 館 長	本館長 (月額)	75,000円	80,000円
	分館長 (〃)	10,000円	12,000円

(※いずれも平成5年4月1日から適用される)

各種の委員など 非常勤特別職員の報酬を改正

農業委員会委員や行政協力員など、村の非常勤特別職員となっている方々の報酬が、次のよう
に改正された。

全員協議会

第三セクターへの 損失補償問題を協議

平成四年度一般会計補正予算案に、「債務負担行為」として、「平成四年度から平成十五年度まで、秋田栗駒リゾート株式会社、日本ケール株式会社に対する債務の損失補償をする」という項目があったことから、この件で全員協議会を開催した。

席上、助役は「秋田栗駒リゾート株式会社が事業資金として借入した資金の返済にあたり、万が一、当該年度が経営努力のいかなく赤字になり、その債務が果たせない状態に陥った時、村が損失分に当る資金を会社へ補填することによって、会社はそれを受ける債務を履行する」という主旨の説明をした。

さらに「十一億を越える補償は、一回に全額を支出するものではなく、それぞれの年度において赤字が出た場合、その不足分を補填してやる、ということであり、その期間は平成十五年

度までだ」という説明を加え、十一億四千二百三十二万八千円という、債務負担行為の限度額(元利合計額)を示した。

出席した議員からは、

- ・ 村を活性化しなければだめだ。第三セクター方式で大規模にやらなければだめだ。ということを出発したはずだ。
- ・ 第三セクターでやる、ということを貫いてもらえばいいことではないのか。
- ・ 今、補正予算で債務補償が出てきた、新年度予算では村の事業でリフトを造るといっかけて、生活関連事業は何もできないのではないか、との危惧が生まれても、仕方ないことではないか。
- ・ などという意見が多く出た。

再度、助役は「株主である千代田火災は金融機関という制約があり、ミスノ・学研の二社は未曾有の経営不振に陥っており、いずれも債務の保証人にはならない、という事情から村に補償を求めていることなのでどうか了承していただきたい。

当然、会社では、補償があるから経営努力の手を抜く、などということは、決してない」と力説した。

(損失補償とは)
財政援助の一つである。特定の者が融資を受けて、その返済に当り返済不能となった場合、地方公共団体(村)がその損失を補償することをいう。

出席した議員からは、

村長

行政方針



村長 後藤 幸司

若者の定住対策は、緊急課題である

はじめに

- ・過疎化と高齢化の進行は行政の重要課題である。
- ・若者の定住対策は緊急課題である。
- ・次代を担う若者が村に自信と誇りをもって明るく意見を述べることのできる村づくりをしたい。

▼重要プロジェクトである須川大森山麓開発事業のうち、須川地区への宿泊施設の建設譲渡事業は、経済情勢の大きな変化によって断念せざるを得ない。

▼しかし、現在の施設は老朽化も著しく、新たな対応策を早急に関係機関などへ働きかけてゆきたい。

▼大森地区については、カントリーパーク事業として、国などの補助によって計画的な事業推進をしてゆく。

▼昨秋オープンした「ジュネス

保養センター」は、除排雪を早期完了させ一日も早い営業をしたい。

▼平成五年度からは、県の除雪委託を受けて利用期間の拡大を図ると共に、防雪除雪施設の整備を県に働きかけてゆく。

▼第三セクターで柳沢に整備したりフト等の設置費用にかかる償還が、本年から十二年間で返済ということになる。

▼その契約にあたって、連帯保

証人に筆頭株主である村がなるよう求められており、本定例会に損失補償にかかる案件を提案している。

▼スキー場設置の効果は、若者定住の一環として、雇用の場の創設として、地場産品の需要拡大など、村内経済へ与えるインパクトは大きく今後も影響を与えてゆくものと確信している。

▼福祉施設への入所措置事務を含む大幅な権限委譲事務の増加



好評だったパソコンの公開研究会

教育長

行政方針



教育長 佐々木志朗

▼平成四年度は、東成瀬小から健康優良児が選ばれたこと、岩井川小では冬の国体ジュニアの強化選手に推薦される児童が誕生したこと、椿川小では姉弟が作文と俳句で全国表彰を授賞したこと、など各校で素晴らしい成果を上げている。

教職員のデンバー派遣を

要請してゆきたい

▼平成五年度では、複式学級の解消措置として、椿川小と大柳小に県担講師が配置され、椿川小には村担講師の配置もある。

▼新年度から、大柳小にも事務職員が配置される。

▼新年度、東成瀬小にパソコン二台を導入することによって、小学校の指導が充実し、中学校での指導内容も一層充実されるものと期待している。

▼国際交流の一環として、滞在外国人との交流を図ることはも

とより、教職員のデンバーへの派遣も要請してゆきたい。

▼村内五校の養護教諭と村の保健婦との連係による「児童生徒の肥満対策」などの諸調査・食生活指導は続けてゆく。

▼平成五・六年の二年間を学社研究の指定を受けたこと、と併せて県事業のふろさと教育推進モデル市町村指定の依頼もあることから、これらを抱き合わせた事業の展開を検討してゆきたいと考えている。

などのため、職員の増員と機構改革をすることとした。

▼保健センターに健康課を新設し、これらの事務を統括することとしたほか、企画課、商工観光課を設置することとした。

▼成瀬ダムは国直轄ダムとして調査事業が急ピッチで進められている。

▼村では企画課を所管として、ダムの周辺環境、経済活動など完成後の利活用について、及び建設中の現地雇用、資材調達、衣食住対策などの広範な検討をすることとしている。

一般質問

三月定例会には、後藤作議員一人が登壇し、須川へのホテル建設事業や教育問題などについて質問しました。

東京の株主が増資を

拒否した背景は何か

村長——バブル崩壊の余波と考える



後藤 作 議員

村長 須川のホテル建設については、当初環境事業団が大蔵省に要求する予算は、六十〜八十億円の規模であった。

これは、財政的に豊かでない村にとっては額が大きすぎるのではないか、という県の指導もあって、最終的なホテル建設費は二十九億三千万円であった。

その後、東京三社の株主が、債務補償や増資にも応じられないということがある、須川への事業団事業によるホテル建設は見送らざるを得なくなった。

第一に、企業的事業をする場合に投資と採算性を無視した事業計画はあり得ないということは何回となく主張してきた。

そこで、一月に示されたとする事業団からの事業費はどのくらいの額であったのか。

現存の栗駒山荘は、黒字経営ですので、リゾートでやらなくても変らなと考えている。

須川の事業経営は不透明でないか

東京の株主三社が、増資はおろか債務補償にも応じられないという事は、須川の実業経営の不透明さからではないか、

大森山麓開発関連では、会社でやる事業、村が起債などでやる事業がある。

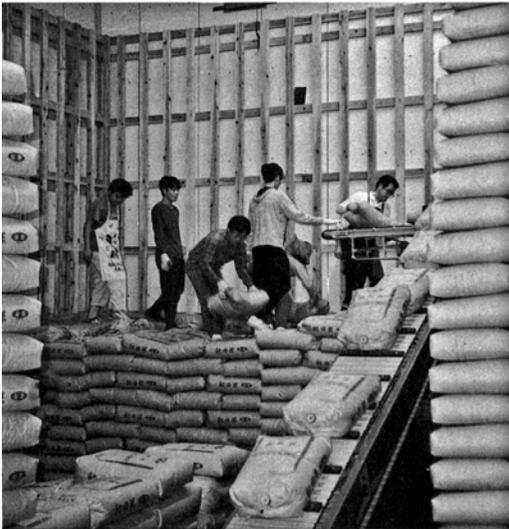
施設ができた後の運営は、第

との疑問を持つ。同様に、大森山麓開発との関連でも問題を抱えているのではないのか。

村長 ホテル経営の見通しが不透明だ、との理由で東京の三社が増資・債務補償を拒否したとは思わない。

東京の三社は、バブル崩壊の余波で決算上容易でない、という事でこうなったと思う。

東京の三社以外の出資者の意向は、今後の増資が可能な方としばらく待って下さい、という方でまぢまぢだが、議会終了後に期待している。



昨年度の米の集荷作業

三セクターに委託することになると思うし、ここでは東京の三社の考えも取り入れられるものは取り入れてやってゆく。

新学習指導要領を

どう評価しているか

新学習指導要領には、あまりにも多くの批判がある。

どのよう評価しているか。教育長 指導要領改訂の告示から実施までの移行期間に、先生方が十分に内容を精選し、指導法を工夫して実施に入っており効果が上がっているものと評価している。

実施にあたっては、あくまでも憲法、教育基本法を踏まえてやっており、天皇については天皇は国民統合の象徴として、また、主権在民ということを念頭におきながら指導している。

業者テストの廃止を

どう考えるか

業者テストは廃止されても五段階相対評価は残る。

業者テストへの評価と今後の対応はどうするのか。教育長 業者テストは中学校で実施しているが、県内はほとんどが県立高校なので問題はない。今後のことは、全県市町村教育委員会と足並みをそろえて検

討してゆきたい。

子どもの評価については、五段階相対評価から絶対評価へと変ってきている。

落ちこぼしがないように考えながら取り組んでいる。

再問 絶対評価をしておいて、その後相対評価に変わるのにはなぜか。

主権在民であるならば、なぜ天皇を敬愛せよと教えようとするのか。

教育長 子どもの評価については、教頭会議で検討することになってはいる。

他用途米に強制割り当ての根拠はないはずだが

圃 減反緩和と休耕田の復元見込み、そして、他用途米には強制割り当ての根拠はないはずだが、これらを伺う。

村長 村には約八ヘクタールの減反緩和面積があった。

しかし、実際の復田申請は、二、六ヘクタールだけであった。他用途米の出荷は二千一百一袋だったものが二千三百六袋に増えた。

これは、割り当てではなく、指示というか協力を願ってゆくものである。

神社合併による社地はその後どうなった

圃 明治末期に強制的な神社合併で社地、山林などが村社に帰属した。

戦後の憲法で政教分離が確立されたが、この時、帰属した旧財産はどう扱われたのか。

税務課長 役場の土地台帳では村社、天神社の社地であった記録は、田子内字北野四十二番地で、当時は山林六畝二十二歩であった。

それを大正十二年三月に村社天神社へ寄贈された、ということになってはいる。

その後、北野の土地は昭和二十三年八月に地目を山林から畑地に変更し地番を一・二・三と分割し農林省で買収、その同じ日に個人三名に売り渡されてはいる。

天神社の現在地は、大正四年に増田村の佐藤清十郎から村社・天神社に移転となっている。

新憲法の法律により、境内地およびその立木を無償で国から各神社に譲与され、昭和五十九年、国土調査によって現在地が確定、所有は天神社境内地となっている。

アンケート調査報告 (II)

前号での、各設問に対する
回答報告に続き、
みなさんから寄せられた
意見・要望などをまとめて
みました。

- ◎ 堅いイメージがあるので、イラストなどをうまく使って、読む議会だよりから見る議会だよりにして、まずは村民の興味を引いてほしい。
- ◎ 敬体(…)でありませう。…である。(…)が同じ文章内で使われている。
- ◎ 紙面の都合で文章の短いのは理解できるが、質問と答弁の内容が簡潔すぎて意味がよくわからない文章が時々ある。
- ◎ 行政報告や議員情報をたくさん載せてほしい。
- ◎ 視察レポート等は連載でなく簡潔に要領よく報告を。
- ◎ リゾート開発についてもっと具体的に村民の声を載せて、特集してもらいたい。環境問題など不安な点があります。
- ◎ こちら傍聴席では、同じ人が二・三度出てきたが、もっと広く住民の意見を聞きたい。
- ◎ 質問する議員はいつも決まっている、他の議員はどんな意見を持っているのか知りたい。
- ◎ 議員の二期とか三期とかを言うが、それに発言回数も報告してもらいたい。
- ◎ 一般質問は議員の花形といわれるが、質問者は年四回の定例会に毎回同じ方である。住民の代表として少なくとも任期内に四回くらいの質問はあると思う。
- ◎ 毎年、議員の公約を簡潔書きにして、年度末には達成されたとか検討中とかをはっきりさせ、みんなにわかりやすく掲載してほしい。
- ◎ このアンケートを基に、これからわかりやすい、関心があり親しみやすいものにしてもらいたい。
- ◎ 素人にもわかるよう詳しく書いてほしい。
- ◎ 議会での質疑内容を密に。
- ◎ 議員の活動状況がわかるような記事がほしい。
- ◎ 答弁も責任のないありきたりの答弁で、議員達は、それで納得しているのか。



議案審議

歳入についての質疑

- 第三セクターからの建物使用料がないのは納得できない。
- これまでの受委託のやり方は逆だから是正するように、と県の指導を受けたことによる。
- 第三セクターに関し、建物等の使用料はとらない、委託料も払わない、そして維持管理費は村で払い、これではまともな対応とは言えない。
- いっそのことすべてを無償貸与したらどうか。
- 自治法上の分類として、行政財産と普通財産があり「行政財産の貸付はできない」という制約によって、ジュネスワシやジュネス休養センターなどは貸付ができない、従って使用料もとられない、ということだ。
- 個人の民税所得割税率が、昨年度とは変わったのか。
- 税率は変わっていない、平均値は変わっている。
- 村内の法人税の法人数はいくらかあるか。



栗駒ポイントビューめざす里の里

- 二十法人である。
- 地方交付税は年々増えているが、中身として本来の交付税はいくら見ているか。
- 新年度に関し現時点では詳細は分からない。当初予算としては国の伸び率を勘案して積算している。
- たばこ消費税を前年度より多く見込んだ要因は何か。
- 村内の小売店などでは売り上げが減少傾向にあるが、予算としてはスキー場や須川などの
- 観光地での売り上げ増を見込んでいます。
- 土地の使用料に関して、成瀬砕石(株)から百八十万円の収入を見ているが、村では部落長から出ている土地に関する紛争の相手は誰と見ているか。
- 相手は成瀬砕石(株)だと思っている。昨秋の滝の沢部落長から土地に関する異議申し立てに関しては、解決に向けて努力をしてゆく。
- ただし、部落長からの異議申し立ていかんによっては、これ

三月定例会での新年度一般会計予算案に対する質疑の主なものを紹介します。
平成五年度一般会計予算案に対しては反対賛成とそれぞれ二名の議員による
討論がありました。

歳入についての質疑

- が解決するまで、更新契約は保留しなければならぬ、と考えられている。
- 農業所得標準を一律に適用して所得を算出することに問題はないか。
- 毎年の作況指数や村内農家から収集したデータなどを基に郡内市町村の共同で作成しているが、他市町村の数値によって村の標準値が左右されないよう配慮しているし、特に不都合があるとは考えていない。
- 新年度から、防犯指導隊が村長の任命によって発足すると聞いているが村ではどうか。
- 関係条例等を六月定例会に提案して、発足させたい。
- 防犯対策費が前年の倍以上に増えた要因は何か。
- これまで、増田警察署内にあった協会に負担金を拠出して対応していた事務等が、新年度から、村の事務となったためである。
- 滝の沢平良線(通称：代行路線)の交通標識などの整備を急ぐべきではないか。
- 雄勝土木事務所と連係して早急に対処したい。
- 老人施設措置費負担金とは具体的にどこへ負担するのか。
- 村出身の方で、幸寿苑をはじめ村外の施設などに入所している方々にかかる負担金であって、直接施設へ、または所管の行政機関へ負担している。
- 御台に予定している観光山菜園とは、具体的に何を予定しているのか。
- コミュニティスキー場跡地の一角に、センマイを栽培し、そこから収入を得るというのではなく、見ていただく山菜園ということを狙っている。
- ユリの栽培とはどこに何をするのか。
- ユリの花には、十三種類、五十八色もあるそうで、これらをビューポイント周辺に植えて見て楽しんでいただきたいと考えている。
- 大森山麓稚魚放流とは何をどうするのか。
- 合居川、沼又川にニジマス、



ペアリフトが増設されるジュネス

- イワナを放流し、釣りを楽しんでもらうことを考えている
- 今後、漁協とも相談して実施したいと考えている。
- 桧山台から離村する方たちの山林の処分などについてどう考えているか。
- 個人分収林や部落分収林等あると思うが、部落住民の総意であるならば、村で引き受けても良いと考えている。
- 新年度に購入する消雪剤散布車とは、その専用車か。
- 専用車両であって他への転用は無理であると思う。
- 岩井川小の大規模改修の主な内容は何か。
- 内部の模様替えと暖房設備の改善などである。
- 新年度にジュネス栗駒スキー

討論

反対討論

(後藤 作議員)
須川・大森山麓開発は、できるだけ第三セクターで事業をや

場ヘリフトを一基増設することによる入り込み客の増加見込みと雇用効果をどう見ているか。
● 平成五年度の一基で五千人を、二基の増設によって二万人最終計画の三基で四万人の増を見込んでいる。
● 誘客数は、対象を由利郡を含む県南四郡の人口構成を基に積算している。

るべきだ、と主張しているにもかかわらず、側面支援というところでかなりの投資をしている。
● 新年度には村独自の事業投資もするという事は、第三セクターとの関係から見た場合適当ではないことだと考える。
● 私は、観光に対する投資は少し行き過ぎではないか、社会の情勢を見ながら投資することが望ましい、という観点からこの予算に反対します。
(柳 邦夫議員)
今、第三セクターは、「増資もできない」という事態になっていることを見て、状況は大きく変わったものと考ええる。
● そこで、ジュネス栗駒スキー場はスタートしていることでもあり、まずこれを充実させることを考えて、コントロールパーク事業は状況判断をするためにも足踏み・凍結するべきである。それができないということであるなら、私はこの予算案には賛成できない。

賛成討論

(古谷 正久議員)
観光開発に関しては、いろいろ問題を含んでいると思うが、この予算書からそれらだけを寄せることもできません。
四月一日からの、村民生活

補正予算案審議

かかっていることでもあり、私は賛成します。
(佐藤正次郎議員)
● 私達は、五年十年先に向って人口減を食い止めてゆく、という観点から村外の数ヶ所の観光事業を見てきた。
● 冬には私達の村にも十万人に近い人がスキーのために訪れているということ、将来を担う子

平成四年度一般会計補正予算案の審議のうち、債務負担行為に関係する部分のみ抜粋してお知らせします。
● 今回の債務負担行為は、当該年度において赤字が出た場合それを補填するための保証だといいますが、当初の営業試算に誤りがあったのではないのか。
● 試算を誤った、ということではなく、天候異変などのやむを得ない事情によって、損失が出た場合補填していただきたいということだ。
● 天候異変などの、リスクを計算にいれない試算はないだろうし、景気変動も同じことだ。
● 赤字が出ることを前提に債務保証をするようにも受け取れる

どもたちがスキースポーツを体験できるという教育効果から見ても、これまでに考えられなかった意識改革が成されてきていると考える。
● 今後、この事業を進めてゆくには大変なものがあるが、是非とも進めてゆかなければならないことであると見え、この予算案に賛成します。

がどうか。
● 今シーズンはお客さん一人当りの消費単価が二千円くらいまでになっており、十一万から十二万人のお客さんに消費単価を掛けて、二億三千万円くらいの売上を見込むという収支バランスの試算になっていた。
● 例えば秋田市のように累積赤字が出てから貸付けなどをして再建、という形ではなく、悪くならないうちに条例などを作って、貸し付けを利息で稼ぐ一方、対外的にもそれが担保になるような形はできないのか。
● 基金から低利で貸してもいい、それを返済するという方法も皆さんの同意があるならば結構な方法であるし、やれるのではないかと考える。

私をひとこと

議会ばなれ



田子内 佐々木正治

議会だよりを毎回読んでいますが、これまでの「こちら傍聴席」の記事には全く同感である。行政や議員に対する期待感薄く、議員の力みと反比例するようにしらけムードが漂っている。その原因はどこにあるだろうか、ある若者は村政を特に意識しなくとも生活には支障はない。だが議員になっても関係ないと言いつつ「あまりに平

和すぎるんですねきつと……。」とつぶやき、又ある主婦は「選挙の時だけお願いされてもねー。」とふだん議員と住民のつながりが途切れてしまっていることを指摘し、戸惑いの表情をみせた。二人の短いコメントを重ね合わせると、住民の議員離れと議員の住民離れが相互に増幅し合っており、しらじらしいムードを醸し出している。行政に携わる方も、議会や議員の真の姿を住民に正確に伝え、同時に議員も議会をもっと住民の身近なものとするための努力を惜しんではならないと思う。馴れ合いで形式化した議会はほど面白くないものはないし、議会離れに一層拍車がかかる。



このようになりました

みなさんからの
請願・陳情

（採択となった陳情）

▼保険で良い入れ歯を求める陳情

秋田県民主医療機関連合会

会長 久保田奉幸

（関連省庁等へ意見書を提出）

（継続審査とした請願・陳情）

▼治安維持法犠牲者への国家賠償を求める陳情

治安維持法犠牲者国家賠償

同盟秋田県本部

代表者 加賀屋喜一郎

▼学習指導要領の見直しを求める請願

秋田県教組雄勝支部

執行委員長 沼倉泰佐

動議によって提案された
意見書の取り扱いについて

次の四件について、関係大臣などへの意見書の提出を求める動議が出されて、これが議題として取り上げられた。この動議案件は、二つの常任委員会に付託して審査することとし、それぞれの常任委員会において審査がなされた。各常任委員会における審査の結果は、本会議へ報告されて、

それぞれの動議案は次のとおり決定した。

▼コメの減反緩和に見合う水田農業の再生を目指す措置についての意見書

採択と決定し、意見書を提出することとした。

▼地方交付税の充実を求める意見書

閉会中も継続して審査することと決定した。

▼高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略の実施に関する財政措置を求める意見書

閉会中も継続して審査することと決定した。

▼固定資産税の大幅な増税のための評価替え中止を求める意見書

閉会中も継続して審査することと決定した。

（埼玉大学助教授、森川氏の論文より）

今は何を拝み信じようとその自由が確立されている。

またぞろ権力が人々の心の中まで入り込むことがないよう願

いながら、新年度の予算が人々のくらしの支えとなることを期待して。

（後藤 作）

編集室

四月は、行政の年度始めでもあるが、それに合わせたかのように、村内一斉に春まつりが行なわれる。

五穀豊穣を願う人々の心が一心に集中するときでもありましよう。

ところで、明治政府は各部落にたくさんある神社を強制的に合併統合し、終戦まで国の管理下に置き一般宗教とは区別して宗教にあらざとされた。（村税務課長調べ）

また、同じように文部省訓令で皇祖を祭る伊勢の皇大神宮を初め奉り、総ての神社は宗教ではなく、神社崇敬は宗教上の信仰というべきものではない、とされた。

（埼玉大学助教授、森川氏の論文より）

今は何を拝み信じようとその自由が確立されている。

またぞろ権力が人々の心の中まで入り込むことがないよう願

いながら、新年度の予算が人々のくらしの支えとなることを期待して。

（後藤 作）